

2021 年 4 月 1 日

日東電工株式会社と日昌株式会社の会社分割に関する事後開示事項

大阪府茨木市下穂積一丁目 1 番 2 号

日東電工株式会社

代表取締役 高崎秀雄



大阪府大阪市北区西天満四丁目 8 番 17 号

日昌株式会社

代表取締役 右近敦嗣



日東電工株式会社（以下「日東電工」という）と日昌株式会社（以下「日昌」という）は、2020 年 12 月 8 日付で締結されました吸収分割契約書（以下「本件分割契約」という）に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として、日東電工のトランスポーター事業部門における国内販売機能の一部および加工部品関連事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を日昌が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）を行いました。本件分割に関する事後開示事項は下記のとおりであります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2021 年 4 月 1 日

2. 株式買取請求手続の経過

日東電工においては、本件分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により株式の買取請求権は発生していません。

日昌においては、本件分割は会社法第 796 条第 1 項に規定する場合に該当するため、会社法第 797 条第 1 項・第 2 項第 2 号の規定により株式の買取請求権は発生していません。

3. 新株予約権の買取請求手続の経過

日東電工においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定による新株予約権買取請求を行うことができる新株予約権者はおりません。

4. 債権者保護手続の経過

日昌は、会社法 799 条第 2 項の規定により、官報公告及び個別催告により債権者に対する本件分割についての異議申述手続を行いました。異議申述期限である 2021 年 1 月 23 日までに、異議を申述された債権者はいませんでした。

日東電工は、本件分割における債務承継は重疊的債務引受の方法によるため、会社法 789 条第 1 項第 2 号の規定により、債権者保護手続をとっておりません。

5. 吸収分割をやめることの請求の経過

日東電工においては、本件分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による株主の差止請求権は発生しておりません。

日昌においては、会社法第 796 条の 2 の規定による株主の差止請求権の行使はありませんでした。

6. 本件分割により日昌が日東電工から承継した重要な権利義務に関する事項

日昌は効力発生日である 2021 年 4 月 1 日をもって、日東電工から、本件分割契約に基づき、本件事業に関する権利義務を承継しました。これにより日昌が日東電工から承継した資産及び負債の額は、それぞれ金 3, 4 2 9, 2 5 9, 7 5 1 円、金 3 8, 4 4 0, 8 8 6 円であります。

7. 本件分割による変更の登記日

日東電工の本件分割による変更の登記日は、2021 年 4 月 1 日であります。

日昌の本件分割による変更の登記日は、2021 年 4 月 1 日であります。

8. 前各号に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上